

伊達スポーツクラブ“藍”規約

第1章 総 則

(名称・所在地)
第1条 本クラブは、総称を「伊達スポーツクラブ“藍”」とし、伊達市総合体育館内事務室内に事務局を置く。

(目 的)
第2条 本クラブは、中学校の部活動の「地域移行」を円滑に進め、令和5年度より3年間は休日を中心に、4年目以降は平日の「地域部活動」運営を当面の目的とし、将来的には社会情勢に合わせながら組織の改編を進め、青少年の健全育成と市民の生涯スポーツの推進を図ることを目的とする。

(事 業)
第3条 本クラブは、前条の目的のために次の事業を行う。
(1) 市内各中学校の学校部活動の設置状況、会員の要望に沿いながら、「地域部活動」として運動部を設置する。
(2) 休日・平日の練習、指導者研修会、大会の実施、引率。
(3) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業。

第2章 会 員

(入会資格)
第4条 本クラブの入会には、次の要件を備えていなければならない。
(1) 原則として、伊達市内に在住する中学生、または中学校関係者及びクラブの目的に賛同すること。
(2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
(3) 本クラブの定める諸規定を遵守すること。

(会員資格の喪失)
第5条 本クラブの会員資格は、脱退、除名、死亡によって喪失する。
(除 名)
第6条 本クラブの会員が次の各項に該当する場合は、理事会の決議を経て除名する。
(1) 本クラブの会員が第4条の要件を満たさないとき。
(2) 本クラブの名誉を著しく毀損したとき。

(入会手続きと会費の納入)
第7条 本クラブに入会を希望する者は、所定の手続きに従い申し込み、本クラブが定める会費を納入するものとする。
また、入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出さなければならない。

(会 費)
第8条 会費とは次のものをいう。(令和5年度、会費は徴収しない)
(1) 年会費 (2) その他

(会費の不返還)
第9条 一旦入金した会費は、理由の如何に問わず返還しない。

第3章 役 員

(役 員)
第10条 本クラブに次の役員を置くことが出来る。
(1) 代 表 1名 (4) 理 事 7名
(2) 副代表 1名 (5) 運営委員 5名
(3) 監 事 2名 (6) 事務局 2名

(顧 問)
第11条 本クラブには、理事会の推挙により必要に応じて顧問を置くことが出来る。

(役員任期)
第12条 役員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。
2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員の任期が満了となっても、後任者が就任するまでその任務を行う。

(役員任務)
第13条 役員の任務は次の通りとする。
(1) クラブ代表は、代表として必要な対外業務にあたる。
(2) 副代表は、代表を補佐し、代表が職務を遂行できない不在時等に、代表の職務を代行する。

(3) 監事は、主に会計監査を主な職務内容とする
(4) 理事は、クラブの運営方針等を協議し決定していくなど、本クラブの会務を執行する。
(5) 運営委員は、クラブの活動状況や問題点、課題等の情報交流を図り、円滑なクラブ運営を行う。
(6) 事務局長は、クラブマネージャーを兼務し、本クラブの事務を司る。
(7) 事務局主任は、事務局長を補佐し、本クラブの事務を司る。
(8) 顧問は、本クラブ全般のアドバイザー的役割とする。
(9) 各中学校部活担当者は、指導者の指導実績、事故、けが等の詳細を事務局に連絡報告することを任務とする。

(役員選任)
第14条 代表は、理事会で状況を考慮しながらこれを推挙する。組織設立の目的から、学校関係者の理事から選出し、令和5年度から3年間は、伊達中学校校長。令和8年度以降は、伊達中PTA会長または、伊達中コミュニティースクール会長から選出することとし、総会で承認を受ける。
2 副代表は、理事会で状況を考慮しながらこれを推挙する。代表同様、組織設立の目的から学校関係者の理事から選出し、令和5年度から3年間は、光陵中学校校長。令和8年度以降は、伊達中学校校長が副代表を務めることとし、総会の承認を受ける。
3 監事は、状況を考慮しながら理事会の協議を経て、代表が2名を指名する。1名は、令和5年度から3年間については、伊達市スポーツ推進委員会会長とし、令和8年度以降は、伊達市スポーツ推進委員会役員からのを選出も可能とする。1名は、光陵中PTA会長から選出することとする。
4 理事は、令和5年度から3年間については、市内中学校長3名と伊達市PTA会長は固定し、民間委託業者、学校部活動代表者、地域部活動指導者代表者の7名とする。令和8年以降は、会員の加入範囲が広がった場合は、理事会で協議し、新たに加入した関係団体からも理事を選出する。
5 運営委員は、令和5年度から3年間については、学校部活動より顧問と部活動指導員、地域部活動より兼業兼職教員、外部指導者、民間委託指導者より、各1名ずつ学校に偏りが無いよう理事会で選出する。令和8年度以降は、学校部活動が廃止になる予定であることから、運営委委員の選出は、地域部活動指導者のみとなるが、新たな加入団体がある場合には、理事会で協議し加入団体から選出してもらうこととする。
6 顧問は、状況に応じて必要な場合に、代表が指名し、必要期間を別途定め、必要な人数を選出できる。

第4章 指導者

(指導者)
第15条 本クラブには、登録した指導者を置くことが出来る。
2 登録する指導者は、理事会の決議を経て、代表が委嘱する。
3 年度途中の指導者の委嘱については、各種目関係者から推薦を受け、理事会で審査決定し、会長が委嘱する。
4 指導者は、報償費が発生することから成人を対象とし、高校生以下は対象とはしない。高校生を小中学生の指導者として活用したい場合は、理事会の承認を経て、無報酬で成人指導者のアシスタントとして活用することはできる。
5 指導者は、スポーツ指導並びに青少年健全育成に対する熱意を有する者とし、本クラブの主催および指定する研修会には、参加しなければならない。
6 指導者が万が一、本クラブの趣旨に違反する行為があった場合は、理事会の決議をもって除名することができる。
7 本クラブに登録した指導者の保険については、本クラブが負担する。
8 本クラブに所属する指導者の区分けは次とおりである。

- (1) 兼業兼職登録指導員（市内中学校教員）
 - (2) 部活動指導員（教育委員会、学校を通じ道教委と契約）
 - (3) 外部指導者・外部コーチ（学校および本クラブと契約）
 - (4) アシスタント（指導者と一緒に活動する中高生）
- 9 報償費について、令和5年度においては、時給1,600円とし、平日は最大2時間、休日においては最大3時間分を支払うこととする。（報償費のみの支払いとする）
- (1) 時間超過分は支払わない。
 - (2) 端数は、15分単位で処理し、00分と30分で処理する。

第5章 会 議

- (総 会)
- 第16条 総会は、本クラブの最高決議機関とする。
- 2 総会は、年1回の開催とし、クラブ代表が招集する。
 - 3 令和5年度から3年間は、クラブ運営を軌道に乗せることを最優先とし、参加者は本クラブのすべての役員および登録指導者参加対象者として開催する。
 - 4 令和8年以降は、会員の代表として、各保護者会からも1名参加し、役員、登録指導者、各地域部活動種目代表保護者を参加対象者として開催する。
- (総会の成立)
- 第17条 総会は、委任状提出者を含め、参加対象者の過半数をもって成立する。
- (総会の議決)
- 第18条 本クラブ総会の議決は、参加者の過半数を持って決する。
- (理事会)
- 第19条 理事会は、理事7名と事務局2名で構成する。
- 2 **本クラブの会務の専決権を有し、クラブの会務を執行する。**
 - 3 運営委員会等にクラブ運営に関する指示・助言を行うとともに、会員や指導者の意見を汲み取り、クラブの運営、活動に反映させていく。
- (運営委員会)
- 第20条 運営委員会は、各部門の指導者代表による運営委委員5名とクラブ代表2名、事務局2名で構成する。
- 2 クラブの活動状況や問題点、課題等の情報交流を指導者間で図り、クラブ代表や理事会に上申し、クラブ運営に反映させる。
- (保護者会)
- 第21条 **学校部活動で設置している各校毎の保護者会は、地域部活動でも引き継ぐこととする。**
- 2 学校部活動の部員が減少し、市内合同部活となった場合は、該当する地域部活動で合同となる保護者会を設置する。
 - 3 各保護者会は、年1回以上、必要な回数保護者会を開催し、会員の支援等について協議する。
 - 4 会の意見等は、指導者を通じ運営委員会に反映させる。
 - 5 部活動の地域移行が完了する令和8年以降より、保護者会会員も総会への参加資格を有することとする。
- (部 会)
- 第22条 部会として、「学校部活動（各校設置）：令和7年度末廃止」と「地域部活動（クラブで設置）」を置くこととする。
- 2 「学校部活動」より各校から運営委員会の代表を選出する。
 - (1) 部活動顧問と部活指導員より学校間のバランス調整を図りながら代表を選出する。
 - (2) 学校部活動と地域部活動の指導者間の連携を密に図るようにする。
 - (3) 各校で課題や問題点がある場合、代表を通じて運営委員会に上申する。
 - 3 「地域部活動」より運営委員会の代表を選出する。
 - (1) 兼業兼職登録指導者、外部指導者（コーチ）、民間企業指導者から学校間のバランス調整を図りながら、運営委員会に各1名代表を選出する。

- (2) 地域部活動と学校部活動の指導者間の連携を密に図るようにする。
- (3) 地域部活動の全指導者を対象とした「指導者研修会」を毎年開催する。
- (4) 「指導者研修会」等で話し合われた課題や問題点、または日常的な必要な対応については、代表を通じて運営委員会に上申する。

第6章 会 計

- (資 金) **※「会費」は令和5年度徴収せず**
- 第23条 本クラブの資金は、以下のものとする。
- (1) 会 費
 - (2) 補助金
 - (3) 事業等による収入
 - (4) 寄付金、協賛金
 - (5) その他
- (資金管理)
- 第24条 本クラブの資金は、事務局長が管理し、代表決裁のもと事務局で執行する。
- (予 算)
- 第25条 本クラブの予算及び決算は、理事会での協議・承認を受け、総会での承認・決議を必要とする。
- (決算と監査)
- 第26条 本クラブの決算は、幹事による監査を受けたのち、理事会及び総会で承認・決議を受けることとする。
- (会計年度)
- 第27条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了とする。

第7章 事故の責任

- (事故の責任)
- 第28条 会員は、本クラブの活動に際して、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、障害等の事故が起きても、本クラブ及び責任者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
- 2 本クラブは、本クラブの登録指導者による「地域部活動」活動中の事故のみ、責務を負うこととする。
- (保険の加入)
- 第29条 **会員は事務局を通じ、スポーツ保険に加入しなければならない。**活動中の障害については、本クラブ加入保険の対象範囲内での対応とし、対象範囲は次の通りである。
- (1) 令和5年度より3年間は、本クラブ登録指導者による休日および一部平日の練習、合同練習の「地域部活動」活動時。
 - (2) 令和8年度以降は、本クラブ登録指導者による「地域部活動」活動時。
 - (3) 「学校部活動」活動時における事故は、学校で加入している日本スポーツ振興センターを学校側で活用する。
- 2 地域部活動中の障害については、登録指導者が各校部活担当者や事務局と連絡を取り対応を図るが、保険に関する事務手続きについては事務局で行うこととする。

第8章 細 則

- (細 則)
- 第30条 本規定に定めるものの他、クラブの円滑な運営を図るため、必要な事項は、理事会で決議をし、総会で承認を受ける。
- (規約の改正)
- 第31条 本規約の変更は、クラブ代表が総会に提案をし、参加対象者の過半数以上の同意を必要とする。

第9章 附 則

- (付 記)
- 第32条 本規定は、令和5年4月1日より施行する。